

1 2月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和3年12月21日（火） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室	
出席者	委員	北谷教育長、畑中委員、柳澤委員、梅田委員、川村委員 【計5人出席】
	事務局	沖本補佐、三上、外良
	理事者	【教育委員会】 増田教育部長、垣見教育部次長、吉田教育監、石原教育センター所長、五味原教育政策課長、黒田教育総務課長、川端教育施設課長、山田教職員課長、細川地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、中川保健給食課長、新田教育支援・相談課長、池本一条高等学校事務長、
開催形態	公開（傍聴人 2人）	
議題	1 教育長報告 (1) 令和4年（令和3年度）奈良市成人式における新型コロナウイルス感染症対策について 2 議案 議案第47号 奈良市立小・中学校通学区域の一部改正について 議案第48号 奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱又は任命について 議案第49号 奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について 3 その他報告事項 (1) 「生活調べ」アンケートの結果について (2) 奈良市立小学校におけるいじめ事象について 非公開 4 協議事項 (1) 奈良市の不登校支援の今後の在り方について	

<p>決定取り纏め事項</p>	<p>1 教育長報告 (1) 令和4年(令和3年度)奈良市成人式における新型コロナウイルス感染症対策については、了承した。</p> <p>2 議案 議案第47号 奈良市立小・中学校通学区域の一部改正については、可決した。 議案第48号 奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱又は任命については、可決した。 議案第49号 奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正については、可決した。</p> <p>3 その他報告事項 (1) 「生活調べ」アンケートの結果については、了承した。 (2) 奈良市立小学校におけるいじめ事象については、了承した。</p> <p>4 協議事項 (1) 奈良市の不登校支援の今後の在り方については、意見交換・協議した。</p>
<p>担当課</p>	<p>教育政策課</p>
<p>議事の内容</p>	
<p>教 育 長</p>	<p>皆さん、おはようございます。 定刻になりましたので、始めさせていただきます。 まず、事務局より資料の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>本日の資料につきましては、既にお渡ししておりでございます。 なお、その他報告事項(2)の資料につきましては、後ほど資料を配付させていただきます。また、委員会終了後、その資料を回収しますので、資料は机の上に置いたまま退出いただきますようお願いいたします。 以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立します。 ただいまから、12月定例教育委員会を開会します。 本日の会議録署名委員は、私と畑中委員でお願いします。 次に、令和3年11月定例教育委員会の会議録の署名委員は、都築前委員であります。都築前委員には、既に会議録をご確認いただき、署名をさせていただいておりますので、ご報告を申し上げます。 続きまして、私から新しく就任された教育委員をご紹介します。 都築前委員の任期満了に伴い、後任の教育委員として12月10日付で任命を受けられました川村委員でございます。 川村委員、一言よろしくようお願いいたします。</p>

川村委員	<p>皆さん、おはようございます。川村でございます。</p> <p>日々、子どもたちのために努めていただきありがとうございます。</p> <p>私は、15年前に主人が生まれ育った奈良に越してきてまして、15年間に4人の子どもを育ててまいりました。1人目の子どもるときと比べて、家庭環境も教育環境もとても変化しているなど日々感じております。</p> <p>皆さんと一緒に、このご縁をいただいて、子どもたちのために、子どもたちが生きる力を信じて、一人一人支えていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、案件に入る前に、2名の方から傍聴の申出があり、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づき、2名に傍聴券を交付いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内ください。</p> <p>それでは、本日の案件に入ります。</p> <p>本日の案件は、教育長職務代理者の指名、教育長報告1件、議案3件、その他報告事項2件、協議事項1件、計8件でございます。</p> <p>本日の案件のうち、その他報告事項(2)は、個人に関する情報を含む案件であるため、非公開として関係部課長のみで審議するというところでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、その他報告事項(2)は、非公開とすることに決定いたしました。</p> <p>それでは、公開の案件から始めさせていただきます。</p> <p>まず、教育長職務代理者の指名について報告させていただきます。</p> <p>教育政策課長より、制度の説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>失礼いたします。</p> <p>教育長職務代理者の指名についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と規定されております。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>令和3年12月9日まで都築前委員が職務代理者を務めていただいておりますが、任期満了となりましたので、12月10日付で新たに職務代理者として畑中委員を指名いたしましたことを報告させていただきます。</p>

す。

畑中委員、よろしくお願いいたします。

畑 中 委 員

大変重責ではございますが、しっかりと職務を全うしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、公開の案件からはじめます。

まず、教育長報告（１）「令和４年（令和３年度）奈良市成人式における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について」地域教育課長より説明願います。

地域教育課長

失礼いたします。

まず、資料の１枚目ですが、１月１０日開催の成人式における新型コロナウイルス感染症対策について記述しております。

基本的には、昨年度の成人式における新型コロナウイルス感染症対策を踏襲しております。順に説明を申し上げます。

まず、会場関係について、１点目ですが、成人式に参加される新成人につきましては、従事者の方が非接触の体温計、それからサーモグラフィによりまして検温並びに風邪症状等の体調確認を行います。この際に３７度５分以上の熱がある方に関しては帰宅をしていただくこととしています。

次に、２点目ですけれども、式典会場の座席の間隔ですが、前後５０センチ、左右３０センチを開けることとしております。

次に、会場の座席ですが、定員２，０００席の会場ですけれども１，３３４席を確保します。昨年度と違う点は、屋外会場は今年度については使用しないこととしております。

次に、手指消毒のために消毒液を入場列の入り口や退場口、トイレなど、会場内の主要なところに複数設置をいたします。

次に、入場時の動線を一方通行にして、新成人の滞りや密集を避けて誘導したいと考えております。

次に会場内の換気ですが、会場扉を開放するとともに、大型扇風機を複数台設置して十分な換気を行います。また、演台及び下のスタンドマイク前にシールドを設置いたします。

次に、すでにご案内いたしておりますが、式典は午前の部と午後の部に分けて行いますが、その間に会場内の消毒作業を実施いたします。消毒箇所については、椅子、扉、トイレのドアノブ、マイク、演台等主要な箇所を消毒いたします。

次に、パンフレットや啓発チラシ類の配布や設置はいたしません。加えて、奈良市成人式の大型看板についても設置いたしません。この２点については、人が集まることで密になるような状況を避ける、回避するという

事で対策を施しています。

次に、式典関係になります。

まず一つ目が式典の開催時間を短縮するという事で、例年50分でありましたが、今年度は40分に短縮いたします。

次に、来賓者の人数を制限ということで、市議会の関係者は4名の方のみとさせていただきます。

次に入場時の演奏として入り口付近のウェルカムコンサートですが、こちらも密を避けるということから中止させていただきます。

最後に国歌の斉唱ですが、声楽家による独唱のみとして新成人の歌唱はしないということにさせていただきます。

それから、新成人及び関係者についてでございます。

1点目ですが、参加者につきましては、式典当日に自宅で検温を行っていただいて、37度5分以上の熱がある場合、又は風邪症状等の体調不良の場合には、参加不可としています。

また、自粛の基準といたしまして、5点記載していますが、まず、一番目は発熱、咽頭痛、咳、倦怠感、筋肉・関節痛、下痢等のいわゆる風邪の症状がある場合。

2点目に、過去14日以内に感染が継続拡大している国・地域への訪問や滞在歴がある場合。

3点目に、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者であることが判明した場合。

4点目に、過去14日以内に入国制限等にある国・地域からの渡航者・在住者との濃厚接触がある場合。

5点目に、インフルエンザ流行時期であることを考慮し、解熱後二日未満である場合。こういった場合は自粛をしていただくよう新成人に啓発しております。

次に、式典出席者は必ずマスクを着用すること。

次に、原則、開催日の2週間前までに新型コロナウイルス接触アプリの登録を行っていただくことをお願いしています。

次に、入退場時には必ず手指消毒を行う。

次に、成人式での参加者において、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の追跡調査の際に必要となりますので、入場、それから着席する新成人の氏名、連絡先、座席番号を受付して把握をいたします。また、それとの関連で、一度着席した場合に、式典終了までは原則退場不可ということにさせていただきます。

次に、アナウンスや掲示物にて、会場内ではできる限り人との間隔をあけるように促すということもいたします。

次に、式典終了後、新成人に向けて速やかに解散するように呼びかけるということを行います。

最後に、新型コロナワクチン接種の協力です。接種をして成人式に来ていただけるように呼びかけをいたします。

以上が感染防止対策ということで、該当される方については、既にお手紙でもって通知をいたしておりますし、奈良市のホームページを通じまして、ワクチン接種のお願いについても啓発しております。こうした対策をして1月10日の成人式を迎えさせていただいて、安全な式典にさせていただきたいというふうに思っています。

もう一枚の資料ですが、成人式の会場の座席等のレイアウト図になっています。こういう形で定員2,000人のところに1,334の座席を配置いたしますけれども、昨年度と同じように大型の空気清浄機をお貸しいただけるといふ申し出をいただいておりますので、業務用の扇風機と併せて配置し、換気対策を徹底いたします。

ちなみに、法令で定められた換気装置につきましては、コンベンションホールには備え付けられていますので、稼働は致しますけれども、それに加えて、出入り口に業務用の扇風機を20台、主要なところに空気清浄機を10台設置いたしまして、徹底した換気対策を行います。

報告のほうは以上になります。

教 育 長

ありがとうございます。

この報告に関して、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

式典そのものについては、ご説明は前もってしております。改めて、コロナの感染の拡大防止に対する対策について、ここで確認をいただきたいと思えます。

ただ、今はオミクロン株が、どんな形で、一月足らずで拡散するのか読めませんが、しっかり感染状況をモニタリングをしながらも、最終は市の新型コロナ対策本部会議から指示が出る場合があるかもしれませんが、それまではこの準備をしっかりと行っていきたいと思っています。

よろしいでしょうか。

それではご意見がないようですので、教育長報告(1)「令和4年(令和3年度)奈良市成人式における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について」は了承いたします。

それでは、次に、議案の審議に移ります。

議案第47号「奈良市立小・中学校通学区域の一部改正について」教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

資料の7ページから13ページをご覧ください。

こちらに示されていますように、奈良市立小学校、中学校の通学区域につきましては、教育委員会告示において定められております。

令和4年4月1日、右京小学校と神功小学校を統合再編したならやま小学校が開校、また平城西中学校が、校名をならやま中学校と名称変更することに伴い、教育委員会告示の一部を改正しようとするものです。

奈良市立小学校通学区域の一部改正についてですが、資料1ページの告

示文、2ページの例規制定改廃調書、3ページの新旧対照表をご覧ください。

小学校通学区域のうち「右京小学校通学区域、右京一丁目、右京二丁目、右京三丁目、右京四丁目、右京五丁目」とあるのを削除いたします。「神功小学校通学区域」とあるのを「ならやま小学校通学区域」と改め、通学区域に、右京小学校の通学区域である「右京一丁目、右京二丁目、右京三丁目、右京四丁目、右京五丁目」を加えます。

次に、奈良市立中学校通学区域の一部改正についてですが、資料4ページの告示文、5ページの例規制定改廃調書、6ページの新旧対照表をご覧ください。

平城西中学校通学区域は、右京小学校通学区域と神功小学校通学区域であるため「平城西中学校通学区域、右京小学校通学区域、神功小学校通学区域」とあるのを「ならやま中学校通学区域、ならやま小学校通学区域」と改めます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

4月1日で開校いたします「ならやま小・中学校」の開校に伴って、通学区域を変更するという試案でございます。

このことにつきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、柳澤委員。

柳 澤 委 員

中学校の参考資料としてつけていただいている奈良市立の中学校通学区域についてで、前回でしたでしょうか、一条高校附属中学校の通学区域を審議して告示されていると思いますが、まだ反映されていないようで、告示はまだ出していないという趣旨ということではよろしいですか。

教育総務課長

まだ反映はされていない状態ですが、手続きは進めております。

柳 澤 委 員

分かりました。はい。なら、結構です。

教 育 長

4月1日までには反映されるということですね。

教育総務課長

はい。

教 育 長

ほかございませんでしょうか。

通学路は学校が指定するということですよ。

学校総務課長

はい。通学路については、新しい小学校に通う通学路というのは、もう学校で定めておまして、そちらのほうの安全点検も実施されておまして、危険箇所については、今、対応しているところです。

教 育 長	地元とも一緒に。
学校総務課長	はい。
教 育 長	<p>ほかございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは、ご意見、ご質問ございませんでしたので、議案第47号「奈良市立小・中学校通学区の一部改正について」採決いたします。</p> <p>本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんでしょうか。</p>
各 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第47号は原案どおり可決することと決定いたしました。</p> <p>それでは、次に、議案第48号「奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱又は任命について」いじめ防止生徒指導課長に説明願います。</p>
いじめ防止生徒指導課長	<p>平成25年9月に施行されましたいじめ防止対策推進法第12条の規定に基づきまして、本市では平成30年3月に奈良市いじめ防止基本方針を策定いたしました。</p> <p>策定から3年が経過し、様々ないじめ課題の対策をより効果的に推進するために、教育委員会の附属機関である奈良市いじめ防止基本方針策定委員会を開催し、基本方針の見直しを行おうとするものでございます。</p> <p>資料の2ページをご覧ください。</p> <p>奈良市いじめ防止基本方針策定委員会規則に載っております第2条の項目ですが、本委員会の構成は、(1)学識経験を有する者、(2)関係団体の推薦を受けた者、(3)関係行政機関の職員、(4)その他教育委員会が適当と認めた者から10名以内で組織し、その委員の任期につきましては、いじめ防止基本方針についての答申がなされた日までということになってございます。</p> <p>資料1ページの名簿をご覧いただきたいと思います。このたび、委嘱、または任命しようとする委員は6名で、伊藤美奈子奈良女子大学教授、粕谷貴志奈良教育大学教授、南條雅哉奈良市PTA連合会会長、井川一裕俵法律事務所弁護士を新たに委嘱し、山口聡子奈良市立三笠中学校長、福西正剛奈良市立神功小学校長を新たに任命しようとするものでございます。</p> <p>なお、委員の任期につきましては、先ほど答申がなされた日までという説明をさせていただきましたが、奈良教育大学の粕谷貴志先生につきましては、大学の規定によりまして、一旦今年度末、令和4年3月31日までということになってございます。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

教 育 長 本市では平成30年に策定した、いじめ防止基本方針が3年経ちまして、一旦見直しをする必要があることから、新たにいじめ防止基本方針策定委員会を設けて検討するという事です。

この件について、ご質問等よろしくお願ひいたします。
柳澤委員。

柳 澤 委 員 今、教育長がおっしゃったとおりなのですが、ただ一点最初のところで、このことについて奈良市いじめ防止基本方針策定委員会規則第2条に基づきというところだけ読み取ると、中身について間違っているという指摘ではないのですが、今、教育長おっしゃったように、3年経過しているので見直しが必要であるという点を読み取れない。事前に説明を受けたときには、委員会は従前から常置委員会としてずっとあって、そこでの議論の中で、見直すべきというか、見直し答申が必要だというふうに判断した根拠がちょっと明示的でないのです。ですので、ちょっと趣旨のところでもう少し、単に規則の第何条に基づきだけではなしに、詳細な説明があるとありがたいというふうに思いました。

いじめ防止生徒指導課長 国の基本方針につきましては、策定から3年の経過を目途に見直しを検討するという明記がされているものです。その基本方針の改定を受けて、昨年度、令和2年度には奈良県が見直しを、4年の経過を経て改定を行ったというところでありまして、本市につきましても、見直しまでの期間こそは明記はしておりませんものの、この施行状況であるとか、国の基本方針の変更等を勘案して、必要に応じて基本方針の見直しを検討し、その結果について必要な措置を講ずるということを盛り込んでございます。

国・県の改定を経て3年を経過したという段階をもって、この時点で見直しに着手してまいりたいというふうに考えております。

教 育 長 附属機関としての策定委員会がありますので、今、ご指摘いただいたとおり、そこを今後きちんと説明できるように、していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ほか、ご意見等ございませんでしょうか。
梅田委員、お願ひします。

梅 田 委 員 この委員の委嘱または任命ということについては進めていただいて、しっかりとした形での検討をしていただければと思っております。

今も少しお話が出ましたけれども、ある一定の期間が経過したからという、その論拠というだけではなくて、実態がどのようなものであるのかというその課題部分についても、事務局サイドでは多分様々な課題について、今、見えてきているところの整理は持ってきているのではないかなと思っております。

この市の基本方針を受けて、学校は学校の基本方針を策定していくとい

うそういう動きになろうかと思えますけれども、その動きの中で、学校の基本方針がより実行力のあるものとなるように、特にいじめというところに対しての初期対応であったり、組織としての対応力の強化であったり、そういうことを行っていくための教員のいじめへの認識を高めることであったり、そういう必要性については、この3年間を振り返ったときに、より高まって来ているのではないかなというふうに思います。

言わずもがな、そのようなことがきつと協議の中ではしていただきながら、今回の市の基本方針の中身の見直しというふうにつながっていただけるのだろうというふうには思いますけれども、よりそこを意図した改定になっていただけるよう、期待をしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

教 育 長

はい、ありがとうございます。

ほか、ご意見ございませんでしょうか。

今、梅田委員のご意見で、事務局としては、これは3年たって、ここはちょっと課題であるとか、ここは見直しが必要とかについて、具体的に、感じている事がありますか。

いじめ防止生徒指導課長

県は、国の改定を受けて改定をされましたが、本市は国の改定後に策定をいたしておりましたので、基本的に一番アップデートされた国の基本方針を踏まえたものとなってございます。ですので、大幅な変更というものは、想定はしておりません。ただ、前回の改定の中で、いじめの解消の定義が明らかにされまして、3か月という期間が明示されましたが、それについての協議の結果あえて取り込まなかったという例がありまして、このことについては、再度、取り込んでいくかどうかについて検討したいと思っています。

また、梅田委員の意見は、ずばりそのとおりで、やはり学校の対応を3年間見てくる中で、組織対応、初期対応といったところにやはり弱さを感じざるを得ないことが多々ございます。

国も、重大事態の第2号事案、不登校事案が増えてきていることについては懸念しているところですし、先日あった弥富市の例の事件につきましても、初期対応、あるいは記録の保管や管理といったところにもろさがあったというふうに感じています。このことについては、奈良市の学校に対しても、改めて押さえておくべき内容でございますので、そこら辺の中身を具体的に示すものとしていけばいいというふうに、今のところ考えているところです。

教 育 長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、このことについてご意見ないようですので、議案第48号「奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱又は任命について」採決いたします。

	<p>本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第48号は原案どおり可決することといたします。</p> <p>次に、議案第49号「奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について」保健給食課長、説明願います。</p>
保健給食課長	<p>令和4年4月に奈良市立一条高等学校附属中学校が開校になりますが、同校では学校給食を実施しないこととするため、所要の規定の整備を行うものです。</p> <p>資料の2ページをご覧ください。</p> <p>学校給食実施校につきましては、「学校給食費の管理に関する条例第2条に規定する規則で定める学校は、奈良市立学校設置条例第2条の表に定める小学校及び中学校とする」としております。</p> <p>奈良市立一条高等学校附属中学校では、学校給食を実施しないこととするため、改正案にて「奈良市立一条高等学校附属中学校を除く」を加えようとするものです。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>基本的には、奈良市の小・中学校は学校給食ということではありますが、4月に開校します一条高等学校附属中学校については、中高一体的に子どもたちが活動する中で、高校の食堂の利用も含めて、交流する場面の創出とするために、あえて学校給食は導入をしないということを進めてきておりますので、ここを除くという一項目を加えるということでもあります。</p> <p>この件について、ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>柳澤委員。</p>
柳 澤 委 員	<p>教育長のおっしゃったとおり、趣旨は理解しました。</p> <p>ただ、中学1年生と高校1年生が利用する共同の場ですよ。食事も学びの場という意味だと思いますが、中学生が、特に当初は1年生しかいないわけですから、やっぱり気後れしてなかなか食堂になじめないのではと感じます。また、これは親の立場で言うと、普通の中学校なら給食があるけれども、一条高等学校附属中学校は給食がないということの意味が十分捉え切れないかも分からない。</p> <p>給食を実施しないということは、食堂を充実させるということも裏表でついているという事なのか。それとも従前の食堂のスペースを、例えば中高生で仕切る。そういった食堂政策みたいなものを何かお考えなのかという点について。</p>

それから、他のこういうタイプの併設型一貫校であれば、食堂が設置されている場合は、中学校ではもう給食はしていないのかどうか、全国の事例について調査されているのかという2点についてちょっと説明をお願いします。

教 育 長 教育政策課長。

教育政策課長 失礼いたします。

食堂につきましては、今の形でも、スペース的には使用できると考えていますが、今後改築を予定しておりまして、より使いやすい形で改修したいと考えております。

あと、給食の実施状況に関しての全国的な事例につきまして、申し訳ございませんが、現状では具体的には調べておりません。

教 育 長 食堂は、現状でも使いやすいというか、スペース的には確保できているけれども、今後の校舎の新設や改築で、より利便性の良いように対策を考えて計画していきたいと考えております。

教育政策課長 はい。

教 育 長 全国の事例は未調査だという事ですね。

教育政策課長 事例は調べておきます。

教 育 長 はい、お願いします。

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

今、柳澤委員おっしゃった小学校から上がってきて、もちろん全員が食堂を使うわけではありませんし、弁当持参の生徒もいるということでありますので、そういう環境で、高校生とどうコミュニケーションを図っていくための仕掛けというか、教員側・学校側の仕掛けをどう生み出していくかということは、しっかり学校現場にも伝えていきます。

やはり中学校1年生と高校1年生とはもう全く違いますので、そういうところは丁寧にできるように、単にもう弁当か食堂で自由にとかいうことではないということで、慣れるまではしっかり引っぱっていきけるようにきちっと指導するよう、現場にはお願いしていきます。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、意見がないようですので、議案第49号「奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について」採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんが、

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案どおり可決することと決定いたしました。
ありがとうございました。

それでは、次にその他の報告がございます。

その他報告（1）の「生活調べ」アンケートの結果について」教育支援課長より説明願います。

教育支援・相談課長

「生活調べ」アンケートの結果についてご報告を申し上げます。

令和3年10月1日から10月15日までに実施いたしました令和3年度2回目の「生活調べ」アンケートの新現在追跡調査について報告をいたします。

ご覧いただいているグラフは、上段が中学校、下段が小学校です。また、それぞれ4段のうち、1番上が令和2年度の休校中、2段目が令和2年度の学校再開後、3段目が令和3年度1学期、そして1番下が令和3年度2学期の内容を示しております。

まず、各質問の回答割合について、特徴的だった点をご説明いたします。

資料3ページの上段をご覧ください。

質問4「むしゃくしゃしたり、イライラしたり、かっとしたりする」という質問。もう一つ、資料4ページの上段、質問6「頭やお腹が痛いなど、体の調子が悪いことがある」。この2つの質問項目で、令和3年1学期に比べて、小学生、中学生ともに「当てはまる」、「大体当てはまる」の割合が減っております。この2つの質問は、意識していないストレスが反映される質問となっておりますが、2学期になりクラス的环境に慣れてきたことが減少の原因となっていることが考えられます。

このことは、同様に、心的状態が反映されます資料2ページの上段、質問2「なかなか眠れないことがある」においても、やや減少傾向にあることが確認できます。

続きまして、4ページ、下段、質問7をご覧ください。

「体を動かすなど、よく運動している」の質問項目において、中学生では「当てはまる」が大きく減っております。この背景としては、8月から調査直前の9月28日まで部活動の停止がされていたことが大きく影響していると考えております。

続いて、資料の5ページの下段、質問11をご覧ください。

「学校や家で何か不安を感じたことがある」の質問項目については、1学期と2学期の比較では大きな変化はありませんでした。しかし、4回の結果全てを見比べますと、学校再開後は「極端に当てはまる」、「大体当てはまる」の少ないことが分かります。これは、休校が終わり、今後の学校生活や日常生活に期待を持っていたことが考えられます。

引き続きまして、資料6ページをご覧ください。

上段には、今年度の調査から質問項目に加えました質問9「悩みごとを話せる人や場がある」、質問10「困ったときに、学校の先生や家の人に頼ることができる」の質問項目では、1学期、2学期という時期を見ても、大きな違いが現れないということが分かりました。

続いて、アンケートの評価得点の結果について報告をいたします。

資料6ページの下段をご覧ください。

こちらの表の中の数字につきましては、得点が高いほど状態が不安定であり、得点が低いほど状態が安定している数字となっております。

1学期の調査との比較から、気持ちの安定度については、小・中学生ともに1学期より状態がよくなっております。2学期になり、今年度の学校環境に慣れてきた児童生徒が多いことが原因ではないかと考えております。

同じく、1学期との調査結果の比較から、生活の安定度については、中学生の状態が悪くなっているという数字が出ております。これは、先ほど質問7でお示ししましたように、部活動の停止がその背景として考えられるのではないかと考えております。

また、4回の調査の全体をとおしまして、気持ちの安定度につきましては、小・中学生ともに休校中、学校再開後よりも今年度のほうが数値が高く、状態が悪くなっています。今後も継続してこの調査を行い、注視していく必要があると考えております。

一方、生活の安定度につきましては、小・中学生ともに休校中のほうが状態が悪く、他の3回と差があるということが見てとれます。このことは今までのご報告でも申し上げてきましたが、休校中の生活が通常より不安定になっていたことが改めてデータとして示されたのではないかと考えております。

こうした調査結果につきましては、全ての市立小・中学校に通知をし、前回の調査でも課題として取り上げました3点について学校のほうに通知をしております。

- 1、児童から聞いたSOSを身近な大人に発信できる力を伸ばす。
- 2、児童生徒が自身のSOSを発信できる力を伸ばす。
- 3、児童生徒が「話を聞いてもらえた」という体験を積み重ねる。

この3つの取組をチーム学校として継続するよう通知をしております。

また、このような結果を保護者や地域に知っていただくことを目的に、前回から結果を奈良市のホームページに掲載しておりますので、この報告を受けまして、ホームページの掲載も予定しております。

報告は以上でございます。

教 育 長

今年2回目のアンケート、それから昨年度も含めて比較・ポイントを説明してくれました。それと、得点等、評価得点の結果から端的に示していただいたわけですが、ご質問等、ご意見がありましたらよろしくお

願います。

はい、畑中委員。

畑 中 委 員

今、課長からご説明いただきまして、コロナ禍における子どもたちの気持ちの変化とか心情というのがこのアンケートの結果から読み取れるところがあると思います。全てが関係しているということではないと思うんです。説明の中で、今後も継続して調査を行い注視していく必要があるとおっしゃっていただいたんですけども、やっぱりコロナ以前にも、もしアンケートが取れていたかちょっと私はつきり覚えてないんですけども、あったとしたら、やっぱり子どもたちの気持ちがこういうふうに表示してきたところもあると思いますし、コロナが終息した後のこういった子どもたちの気持ちというのをしっかりと酌み取っていく必要というのは、今後あると思います。

後ほど今日の協議テーマにありますように、不登校支援というところにもつながっていくところだと思いますので、しっかりと、またこういうアンケートも実施をしながら、しっかりその対応をどう取っていくか、チーム学校として取り組むということは非常に大事ですし、一人一人の子どもたちの環境改善というか、課題解決につながっていくように、このアンケートが実施されていけばいいのかなというふうに感じております。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。

川村委員。

川 村 委 員

すみません、質問も込めてお伝えしたいのですが、先日、神田沙也加さんが亡くなられて、子どもたちは声優さんとしてよく知っている方でしたので、大小ながらショックを受けている状態を私は見えています。また、コロナ禍で著名人が様々自殺という形で命を亡くされている現象も、ニュース等々で見ると、このアンケートを拝見させていただくと、もちろん部活動もなかったことが不安定な要因もありますけれども、家庭環境にも大きな要因があると感じています。

結果を受けて、今後の取組・課題という項目の中で「SOSを発信できる力を伸ばす」と書いてありますが、今、自殺をされた方のニュースを取り上げた場合、こころの電話であったり、「悩みを相談するにはこちらへどうぞ」という電話番号であったり、QRコードを載せていることが本当によくあります。もうニュースとセットになって、そういう形で、自然な形で目に飛び込む形で、心のケアをしてもらう先の連絡方法が飛び込んできます。このアンケート結果を捉えたときに、そういった形で子どもが自ら電話をできたり、QRコードで連絡を取れたりという形の方法は取られているのでしょうか。

教 育 長

はい。

教育支援・相談課長

自殺予防の観点から、子どもたちへの周知というのはこれまでも行ってきております。例えば、今年度の取組でありますと、これは奈良県全体の取組になりますが、子どもたちのSOS発信を促すためにというものを、全教職員研修、オンラインの研修でありましたが、研修を受けて、そのような観点を持って今年度当たっているという状況があります。

それから、今回に関わらず、長期休業の前には、そういったことを子どもたちの常設端末にも直接送ったり、またそういったことを、保護者様に、こういったところを子どもたちに案内していますというお知らせを、さくら連絡網を使って周知をしたりということを行っております。

川 村 委 員

私の周りでも、不登校の子どもを持つ親御さんたくさんいらっしゃるんですけども、どこに連絡したらいいのか分からないという声を聞きます。子どもが手紙を渡してなかったり、登校してなかったらお手紙が手元に届かなかつたりという様々な状況が考えられる中で、反対に、本当に子どもが直接連絡を取れる方法、また、今でしたら、小・中学校でしたらさくら連絡網を使ってらっしゃいますので、そこに親が直接見られる方法のような様々な手段を考えていただけたらなと思っています。

教 育 長

今、担当久保田課長、いじめ防止生徒指導課でも、タブレットの活用を通じて周知していますよね。

いじめ防止生徒指導課長

はい。

教 育 長

ちょっと説明いただけますか、具体的に。アプリであるとか。

いじめ防止生徒指導課長

当課のほうでも複数の相談窓口を設けて運用しております。

周知という点に関して言いますと、1つは、どこに相談していいか分からないということについては、もともといじめに特化をして開設をしました「ストップいじめならダイヤル」というのがございますが、これ、今、24時間365日相談できる体制を構築しておりますので、現在は教育委員会のホームページなどに掲載するなどしながら、どんなことでも、まずはここに相談してくださいと、ワンストップとまでは言いませんが、まず、どこにかけるか分からない人に対しては、ここにかけてくださいということで、現在、そのような周知の仕方をさせてもらっています。

近々で言いますと、年末年始を迎えますので、年末年始にも相談ができる場所「ストップいじめならダイヤル」はじめ、複数に絞り込んだものを、本人、保護者、児童生徒と保護者宛てに通知をしております、その通知につきましても、各学校の取組は、さくら連絡網、あるいはタブレット等を活用もしながら周知をするように、指示はさせていただいていると

ころです。

また、年末年始、年始明けましたら、3学期が始まった時点で、今度は平日も開催している、運用している幅広い一覧表のもの、グループ分けのような形でまた周知をしていきたいというふうに考えておるところです。

川 村 委 員

私も、パンフレット拝見して、ストップいじめならダイヤルは、存じ上げていますけれども、基本、保護者としては、まず第1に先生に相談をさせてもらいます。ただ、お忙しい先生、またそういったことにつなげてもらえない先生、様々な先生がいらっしゃいます。もし親が先生に相談したら、スムーズな流れができるように、じゃ、こちらにどうぞと、ここで専門機関、設けていますので、一度こちらにいかがですかという先生方の意思表示も統一して、いじめや不登校があった場合は、このポジションがありますというようなことを、先生からの口からも直接保護者に伝えられるような、そんな流れができたらなと思います。

教 育 長

今、課長のほうからも、対策はしているということですが、現場で、きちっとそういう周知ができているということについては、また学校長通じて、お伝えいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほか、よろしいでしょうか。

はい。梅田委員、お願いします。

梅 田 委 員

「生活調べ」アンケートにつきまして、このように定期的に調べていただいているということは、全体の動き、またこれが市全体だけではなくて、この動きを学校でもどのように変化をしているのかということ把握しますし、個別にもその状況を把握することにつながっているかなと思いますので、ぜひ続けていただければなと思います。

ですが、1学期の不安感が少し高かったというそういう状況などに変化が見えてくることはうれしいことだなというふうに思います。やっぱり、この学校が楽しい場であるということが、子どもにとっては何より大切なことだということを、この2学期の各校の取組が示してくれたのではないかなと思います。

楽しいと言いましても、様々な意味がそこにはあるかと思いますが、1つは、行事が思うようにできなかったこれまでの学校というところが、2学期の感染状況に合わせながら、様々な配慮をして、できる限りの実施に動いたということは、このコロナ禍にあっては非常に大きなものではなかったのかなというふうにも感じます。

子どもにとって、やはり、何度か申し上げますけれども、その学年、その時というのは1度しかないわけですので、そのことを考えた学校の先生方の努力というものが、こういう結果につながったということであれば、非常にうれしいことだなと思います。

特殊な状況ではない日常においても、楽しいということは学校には求め

られるという、そういうことかなということも併せて感じました。

ただ、肯定的ではない回答をした子どもがいることもこれは事実ですので、そのことに対しては、最後にまとめていただいたこの3点のことが有効ですけれども、でも、この3点は1つずつ取り込むというよりも、互いに関連し合って、この全体の状況が高まっていくというものだとも思います。そのための取組は具体的に何なのかと問われたときに、何かの教科の指導かもしれませんし、学級活動かもしれませんし、学年の取組、または学校の行事かもしれませんし、学校の中での体制ということが効果的なのかもしれません。ぜひそういう取組の実施ということが、学校の中だけで終わっているのではなくて、奈良市内はたくさんの学校がやはりありますから、その中でのよりよい取組というものがどのような形なのかということの情報交換が、例えば、校長会とも連携して、校長会の中でもそういうことが行われるというふうなことも有効かもしれませんし、管理職のリーダーシップの下で、効果的な取組の実施ということに、ぜひつながってほしいものだなと、改めてこの結果を見ながら思いました。どうぞよろしくをお願いします。

教 育 長

はい。貴重な意見、ありがとうございます。

取組としての項目を上げていますが、ここから学校が具体的にどうしていくのか、また、今、梅田委員の意見にもあったように、校長がこのことをどう具現化して取り組むのか、というところまでをしっかりとこちらは見ていかないと、学校任せになってしまうといけないのかなと思います。

学校によっては、学校の実態があるから、この形でやりますということでも、これを示した後、しっかり校長がやっているのかということを見ていく、これはいじめの件でも同じだろうと思いますので、しっかり指導していきたいと思います。

ほか、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、その他報告事項(1)「生活調べ」アンケートの結果については、承り願います。

それでは、次に、協議事項に移らせていただきます。

今月の公開の協議事項のテーマは「奈良市の不登校支援の今後の在り方について」でございます。

最初に、奈良市における不登校の状況等含めて、教育支援相談課長のほうから説明をお願いします。

教育支援・相談課長

今月協議いただきますのは「奈良市不登校支援の今後の在り方について」でございます。

協議していただく趣旨として3点挙げさせていただきます。

まず、1点目。奈良市は、全国的にも長期化している不登校児童生徒の出現率が高く、年々不登校児童生徒が増加し、低年齢化に向かってきている傾向があります。

2点目。国の直近の調査、令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査及び令和2年度不登校児童生徒実態調査におきまして、その要因は多様化・高度化してきていることが分かりました。

3点目として、令和元年10月25日付、文部科学省の不登校児童生徒の支援の在り方についての通知におきまして、「不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方の支援の視点として、不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること」を挙げているところです。

以上の3点の趣旨を踏まえまして、本市におきましては、令和2年度からオンラインを活用したWebHOPを、今年度、令和3年度には公設フリースクールとしてHOP青山を開設し、多様な不登校支援の仕組みとその充実を図ってまいりました。

しかし、さきに申しあげましたように、不登校児童生徒の状況は年々厳しくなっており、今後、様々な手だてを行い、不登校支援の充実・拡大を図っていきたくと考えております。

その1つとして、現在、奈良市西部地域におきましても、HOP青山と同様の公設フリースクールを開設することを計画しております。このことを含め、本市の不登校支援の在り方について、ご協議していただきたいと考えています。

協議のポイントとして、2点挙げさせていただいております。

1点目として、今後の本市の不登校支援の方向性についてです。

事務局といたしましては、学校復帰などを目指すのではなく、個別のケースに合わせた多様な支援が必要であると考えております。

また、2点目として、西部地域における公設フリースクールの在り方についてです。

事務局といたしましては、人的状況を考えましても、奈良市西部地域における拠点があることは望ましいと考えております。

以上のことを踏まえて、ご協議いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長

今、事務局より、本市における不登校支援の状況と今後の方向性について説明いたしました。

協議のポイントとしては2点ということです。まず、今後の不登校支援の方向性について、今までは学校復帰ということを目指していたわけですが、最近は学校復帰のみを目指すのではなく、個別のケースに合わせた多様な支援をしていくという事です。

国も不登校児童生徒の支援のあり方について、支援の視点としては、学校復帰を単に目指すのではなく多様な支援の方法を行っていくという方向性を示しています。

この件についてまずご協議いただき、2点目は、西部地域における公設フリースクールの開設についてということです。まず1点目のほうでご意見賜りたいと思います。

どうぞ、フリートークでございますので、ご意見あるところからお願いします。

畑中委員。

畑 中 委 員

事前に頂きましたこの文科省の実態調査の結果を見ると、本当に不登校の現実であるとか、保護者の方々の気持ちというのは複雑なんだなと思います。

中でも、実際に学校を休み始めるまでに必要だった支援ということについて、「特になし」という回答が非常に多いというのが少し気になったのですけれども、やっぱり今後の不登校支援を考えていく上で、子どもたちの日常の学校生活であるとか、その日常生活でその子の抱えている悩みとか、そこを解決していくというふうに目を向けるというのが、不登校支援につながっていくのではないかなと思います。

子どもたちの世界の中では、何と言っても学校というのが大きな割合を占めていると思いますけれども、ただ、学校の中での評価だけを見て、自分を決めてしまうというところがあると思います。

今の学校教育の枠組みの中では、なかなか自身の才能を發揮できないとか、評価されにくかった才能を持っている子どもというのが、本当はたくさんいると思います。その中で、自分で学校へ行かないということを選択した子どもの気持ちを考えると、やはりその不登校というものをネガティブに捉えるのではなくて、学校は自分にとって広い世界の一部でしかないんだというような気持ちをしっかり子どもが持って、自分はこれでいいんだと思える、そういう居場所づくりというのが今後必要になってくるのかなと思います。

だから、周囲の捉え方として、やっぱりその不登校というものの捉え方について、必ずネガティブに捉えるということではないという雰囲気をつくっていくということも非常に大事なことではないかなと思います。

教 育 長

ありがとうございます。

今、ご意見をいただいたところですが、課長のほうから何かありますか。

教育支援・相談課長

我々、不登校の状態になった児童生徒の対応をしておりますけれども、不登校の対応といたしましては、不登校を生まない事前防止の取組であったり、資料にもありますように、行き渋りであったりとか、その不登校の初期対応の段階、それがやっぱり不登校に陥った場合の対応という、基本的に大きく3つに分けて考える必要があると思います。

1点目の楽しく学校生活を送るというところに関しては、先ほど梅田委

員からのお話にありましたように、学校生活全体を充実させていくということかと思えますし、初期対応のことに関しては、我々の指針として、休み始めた3日目、1週間というところを1つ区切りとして初期対応するように学校のほうには通知をしておりますが、その辺で初期対応はどうなっていたか。どうしてもやっぱり不登校の状態に陥ったときには、こういう様々な選択肢があって、その中で自己肯定感が高められるような取組というような、それぞれの段階にあったような支援というのを組み立てているつもりでございます。

教 育 長

ほか、どうぞ。

はい、梅田委員、お願いします。

梅 田 委 員

奈良市においては、多様な支援体制というものは、不登校になった子どもたちに対して多種多様な取組が行われていると思えますけれども、今お話に出ていましたように、初期段階の対応についてももう少し考えていくことが大切ではないかなというふうに思います。

3点から少し申し上げますと、まず1点目としては、今回のこの不登校児童生徒の実態調査の結果のスライドを頂きましたけれども、3枚目のスライドのところに書いてありますけれども、学校に行きづらくなる原因について挙がっている、つまり「勉強が分からない」という回答が最も高い割合であったという、これは奈良市においてもきっと同じことが言えるのではないかなというふうにも感じています。

なにかというと、学習支援の重要性がやはりそこにはあって、特に全員一斉の講義場ではなくて、個別に対応できる場面をどれだけ学校の中で多様化して設けられるかということ、これは不登校支援ということにとどまらない話ではありますけれども、重要だということをもう一度再認識しなければならぬのではないかなと思います。

2点目として、一方で、ですけれども、先ほども申し上げましたように、市は多様な支援体制を持っているわけですが、それぞれの子どもの状況、または家庭の状況に応じて、そこに、どれだけつなぐことができるかという、そのタイミングを逃さないようにつなぐということは、何より大切なことだと思うんです。そういう認識を持って、教員、学校が動くということのための情報共有であったり、研修であったりの必要性ということもあるのではないかと感じます。

3点目として、その研修の必要性という視点からは、不登校に向いていきがちなお子さんの中には、合理的な配慮が必要な子どもたちがいるということは、もう様々な場面でもこれは書かれていることでもあります。そんな子どもたちの中に、やっぱり人間関係をつくるのが苦手な子どもたちがいるということも、これ現実であって、そのことがきっかけとなって不登校も起こり得るということをもっと声を知って、その対応についての知識を専門性として持っていくことが親、教諭にも求められるでしょう

し、そこをいわゆるチーム学校としての専門性のつながりの中で、学校の中にもっととり入れていくということも大切なことではないかなと思います。

先ほど課長からのご説明にあった中でのいわゆる初期対応、未然防止の部分のこの広がりということから意見を申し上げました。

教 育 長

ありがとうございます。

川村委員、お願いします。

川 村 委 員

本当に、今、梅田先生おっしゃったように、つないでいただくということがとても大事だなと思っております。要因が多様化するということは、人員も多様化するんだと思います。サポートする人員がしっかり、本当に総合的な戦略をつくるというか、対策を取って、誰が何を担うか、それを明確にさせていただいて、それぞれその分野、分野、専門分野の方がサポートしていただくということが、学校の中でも必要なかなと思っています。

先日ニュースで見ましたけれども、埼玉の志木市では、人権と法を守るということで、いじめ対策として、弁護士と教育委員会が中学校の中で授業をクラスごとにされるそうです。それは、いじめというのはされた側から判断するものだ。される側がするのではなくて、された側からの判断、それが基準であり、またいじめの要因となること、例えばSNSでちょっとしたスタンプを押しても、それがいじめの要因になるかもしれないということ子どもたちに直に弁護士が教えるという、そういう取組をされているというニュースも見ました。また、寝屋川のほうでは、いじめ監査課というものがあるそうなので、そこは、公務員の横のつながりということで、教育長が管轄するいじめ監査課が、直接、市民からの相談を受け付けるというものを設けられていて、それは札幌で中2の女の子が自殺した際のサポートにもなったというのも聞いています。大人がどれだけ専門性を持って対応するかということが、これから学校現場でもとても必要になってくるんだろうなと思っています。

教 育 長

ありがとうございます。

柳澤委員、お願いします。

柳 澤 委 員

先ほどの議論のとき、議論というのは、その他報告事項だったんですけども、特に申し上げませんでした。先ほどの資料に戻ると、質問9と質問10の中で、先生方がどう見るかという視点で言うと、大体8割、相談をする人なり場があるという積極的な回答をしているところに軸足を置いて言えるのか。2割の子たちはそういう場がないんだというふうな、ここを何とかしないといけないというふうに思うのかという、ここがちょっと分かれ目なんだと私は思います。

今、川村委員おっしゃったように、基本は学校長がリーダーシップを発

揮してチーム学校とこういうストーリーと、もう一つは、今、教員が寄り添うというスタンスを明確に出して必ず相談を受けると。相談を受ける、受けないに関わらず、私はこの形で君たちと対応する、何があってもやる、そこまで先生方の意識がそろっていくと、何でも話せるような気がします。ですから、チーム学校でちょっと違う先生がいるという、それもちょっとまずいので、先生方一人一人の意識の中で、一応担任のクラスということになりますけれども、彼らの、様々な生活も含めて関わりを積極的に持つと。ただし、その関わりには忙し過ぎるので、なかなかそうはいかないので、専門家が入るといことになると。当然必要なんですけれども。ですから、先生方が寄り添うと。その意味は、先ほどのアンケートのところで、このアンケートを取る趣旨が子どもたちにしっかりと伝わり、保護者に伝わっているのか。もちろんこのアンケートはこういう目的で取りますという別の紙があるかとは思いますが、そこには、このアンケートの結果をこれこれして、必ず子どもたちの立場に立って私たちは考えますというところまでメッセージとして、保護者と子どもたちに伝わっているかどうかというふうに思います。

ですので、そういった意味で言うと、この2割の壁というふうに思うんですが、一つそのアプローチでどうなのかというそのところですが、ただ、相談の場があるんだ、だから安心だということではなしに、その子たちの中からも、当然、一目置くということになるケースもあるので、これはデータが積み重なっていきますので、いずれ、データを踏まえて先生方が十分に理解できる範囲かなというふうに思いました。

奈良市のケースで、後ほどの議論になるんでしょうけれども、様々な手だてで学校単位、学校間連携、保護者との連携や他機関との連携、センターとの連携等々があって、その次のステップでは、不登校特例校に入るのか、入らないのかという、このところは、やっぱり教育委員会事務局としてやってみたいとお考えなのか、まだ経過を数年間見て踏み出すのかどうか。つまり、多様な子たちに対応するHOP形式の形でやってみて、増えているというのは事実ですので、やっぱりどう対応するかというときに、教育課程の編成がかなり自由度を帯びてくる。特例校に積極的に踏み出していくのか。奈良県でも幾つかあるようにもホームページで見ましたけれども。そういったところの、今の段階でそれを決めようということではないですが、ちょっとテンポをお持ちになって、子どもたちの数の規模からいうと、あっておかしくないんだと。奈良市に、西の拠点、東の拠点、それは特例校ではもちろんないんですが、そういう居場所を取りあえずつくってみて、そこで動かしていくという、今、流れだと思えるんですが、その先の展望を、ちょっとお持ちになっているのならお聞かせいただけたらという気もしました。

教育支援・相談課長

京都でも特例校で不登校の学校ができているということがニュースで挙がっておりますが、現在のところ、私ども担当課としましては、行政のほうで言いますと適応指導教室、我々が今使っています言葉ですと公設フリースクールというものの数を増やして、そこで選択の幅を広げていくということを、まずもって一番足りないところを補っていきたいというふうに考えております。

教 育 長

どうぞ。

柳 澤 委 員

分かりました。

言い足りなかったことは、先ほど議論の中で言うと、積極的に学校には行かないというポリシーというのか、考えというのか、広い意味での学校は存在するけれども、従来型の学校ではないということを積極的に行かない理由にしている子たちがこれから増える可能性があるわけですね。つまり、学校は保護者・子どもたちが選択するもので、そうするとまた校区が絡むんですけれども。結局、このHOP形式でいうと、いわゆる小・中学校の校区を横断的に考えているところがありますよね。ですから、保護者から見ると、私の行きたいところは、一応HOPだとしますけれども、そこへ行ってやってみようかと。子どもたちの親が先生方と相談しながらですけれども。そうしたときに、積極的にやっぱりHOPをまず行きたいと。いじめないけれども、極端な話ですよ。そういうふうな状況が起こらないとも限らないというのが、先ほど特例校という、もし仮に想定するとしたらどういう位置づけにされるのかなど。不登校対応の特例校なのか、学校教育に対する問いかけとしての特例校なのか。ここ、もちろん今は、まずどこかというのはいじめ・不登校ベース。いじめではなしに不登校ベースなので、目的外使用とかそんなことないんですけれども、学校の在り方をそろそろ問う時期に来ているというふうにも感じるという趣旨で申し上げました。

教 育 長

ありがとうございます。

今の柳澤委員の前半にいただいたご意見で、アンケート結果に戻りますけれども、大変大事なところをご指摘いただいたと思います。

その20%、相談できない子に視点を当てるといふ部分には、やれているところがたくさんあるからいいのでなくて、素通りしないで、そこに視点を当てた取組を学校にもしてもらうことを、もう一度きちっと踏まえたいといけません。また、そういうところを点検していかなければいけないと私も思いますので、指導していきたいと思います。

それから、2点目の特例校的なことについて、また研究を始めていきたいですので、今後ご意見賜りたいと思います。

ほか、ご意見ございませんでしょうか。

私も、最初畑中委員おっしゃった、少しネガティブに不登校を捉えない

で、もう少し前向きに不登校をみんなで認知するというのか、不登校という言葉自体がこれからどうなるか。もう学校に行っている、行っていないという考え方が、そもそもどうなのかということです。この資料にあるようなスタイルを文部科学省も見ていまして、文部科学省資料のアンケート7ページの「学校を休んでいる間の気持ち（安心や不安）について」。

やっぱり小学生は「ほっとした・楽な気持ち」に70%、中学生であっても「勉強の遅れに対する不安がある」というのもありますが、やっぱり「ほっとした・楽な気持ち」「自由な時間を持ててうれしかった」69%という割合となっています。

学校へ行かなければならないというところでは、私なんかも遠い昔、学校現場にいた者として、学校へ来てこそだから、学校に何としても登校させたかったわけです。そういう思いは、こういうデータから見たら、当てもきっと子供たちにとっては、私が家庭訪問をしていたときは、つらかったんだろうと。それを受け入れるのではなくて、学校へ頑張って来なさい、そんなことばかり言っていたような気がします。

けれども、こういう子どもたちが来たら、やっぱり子どもたちの立場に立った個々の支援の在り方とか、いろんな多様な支援のやり方、学び方、多様な場所での学び方、居場所ですよ。空間もあるだろうというふうに思います。最終、柳澤委員もご意見いただいたことを、今後しっかりと研究していきたいなというふうに思っています。

限られた時間でありますので、次は、フリースクールにつきまして、奈良市の実態を受けて、様々なご意見いただき、青山地区にHOP青山を開設しました。もう一つ、拠点として西部地域のほうにも公設フリースクールを開設していきたいというふうな考えで進めているわけでございます。この点について、少しご意見をいただけたらと思っております。

どうでしょうか。

今、課長、偏りはどうですか。やっぱり西部地域からも来られているということの実態はどうですか。

教育支援・相談課長

中部と西部を、旧市街地と西部というふうに分けますと、もちろん人口的にも西部のほうが多いですので、児童生徒の割合からいうと、大体6割が西部地域の児童生徒ということになります。ただ、東部地域も含めた児童生徒数の出現割合からいきますと、西部よりも中部のほうが少し高くなっているという現状がございます。

今、我々奈良市適応指導教室、今までで言いますと、WEBHOP、HOP、HOP青山のほうを含めまして、そういった支援につながっているお子さんの割合というのを見ても、西部地域の方がやっぱり多いという実態がございます。

このことから、WEBHOPであれば物理的な移動というものは生じませんけれども、HOPやHOP青山に西部地域から児童生徒が実際通っている。割合としてはそちらのほうが多いということが分かりますので、西

部地域にも是非とも拠点が欲しいという考えで思っています。

教 育 長

この資料にもあるように、西部地域の方が多という実態ですね。だから、逆に言うと、ちょっと通うのには遠いなというところで、通級をされていない方もいらっしゃるのかもしれませんがね。

教育支援・相談課長

今、支援につながっている実際の数よりも、不登校自体の数はもっと大きい数でありますので、潜在的な需要というのは、あるのではないかというふうに考えております。

教 育 長

はい。畑中委員。

畑 中 委 員

確かに、西部地域にお住まいの方で、現在、そういう教育施設を利用されている方が多いというのは、保護者の方同士の連携というんですかね、例えば、同じような課題を持っているお子さんがいらっしゃって、保護者同士のコミュニティーを通じてこうしたところがあるよということを聞いて利用されているという方も実際に多いんじゃないかなと思うんです。それから、実際に行動に移すか移さないかということ考えたら、そういう施設を利用してみようという意思を持った保護者や子どもが多いのかなということもあると思うんですけれども、今後、この地域的に西部にフリースクールできることによって、そのフリースクールってこういうところなんだというところを広まっていったらいいなと思うんですけれども、そういうことを考えたときに、地域的にその西部地域にあるというのも1ついいことなんじゃないかなというふうにも感じています。

それと、学校かフリースクールかということではなくて、中には、学校に戻りたい、戻るきっかけを求めてフリースクールを利用するという子ども今後増えてくると思いますので、まずそういう子どもたちにとって安心できる居場所であるということが大前提だと思います。

それから、なるべく学校という場所で身につく社会性であったりとか、それから真の自立とか貢献、こういったことというのは、すごい子どもの将来にとって大事なことだと思いますので、そういったことも、このフリースクールの中で学べるようになっていけばいいなと思いますし、それをきっかけに学校に戻れる子たちが増えていくというのも一番大事だと思います。

それから、特に、いろいろな課題を持っておられて、コミュニケーション取るのが苦手であったり、少し発達に課題があるという子の場合は、やはり学校というよりも、梅田先生もおっしゃいましたけれども、専門的な立場で子どもと向き合える人材が必要になってくると思いますので、それが学校の中だけでは少し難しいところもあると思いますので、このフリースクールの中でそういった子どもたちに対してもしっかりと向き合える環境というのができていけばいいのかなと思います。

それから、学校の中ではなかなかできない成功体験みたいなことを、しっかりとそういった子どもたちが、そのフリースクールの中で積み重ねていけるような環境になっていけばいいかなと思います。

教 育 長 ありがとうございます。
梅田委員。

梅 田 委 員 先ほどから話のありました不登校支援のその方向性というものについて、整理をされながらでもあるかと思えますけれども、HOP青山も今開設したところで、増え続ける不登校の子どもたちに対して、奈良市内の公設のフリースクールについてどのような展開と今後またどのようにしていくのかという、その位置づけと、それから見通しが欲しいなというふうに思いました。それは、今日のこの協議1回だけで得られるものではきつくないだろうなと思えますけれども。

例えば、例に出して比べられるのかどうなのかというのはちょっと別なのかもしれませんけれども、特別支援に関わっての奈良市内でのその通級教室というのは、市内に数か所それぞれの特色を持ちながら、対象とする子どもたちのまとまりであるとかを位置づけての見え方と、それから立地条件によって近辺の学校の子どもたちが集まるというふうな、そういう仕組みがそこの中にはできています。

けれども、不登校対応として、将来的にどのような位置づけ、そしてどのような特色をそれぞれに持たせていくのかという、その必要性の議論をしながらだと思えますけれども、そこが必要ではないかなというふうに感じています。まずはそれが1点目です。

2点目としては、西部地域や東部地域等々、その不登校の子どもたちは学校に行きづらくなる理由は本当に調査結果、全国的な調査ではありますけれども、調査結果から見ても本当に多様で、多分1人の子どもについてみても、そのきっかけというものは多岐にわたっているということではないかなと思います。いじめであったり、もし不安であったり、経済的な理由であったり、学力不振であったり、先生との相性であったりなどなどですけれども、それぞれの地域ごとに、地域から見たときに、地域の特性といますか、そういうものがやはりあるのか、ないのかということは持つておく必要はあるのではないかなと思います。

そういうことを考えた上で、それぞれの公設のフリースクールというものをどう位置づけていくかということ考えたときには、基本の体制は多分一緒にして、例えば、カウンセリングがあって、保護者との連携の場が定期的に持たれるかという、この前HOP青山のほうを見させていただいたときの体制としての基本的なものということ是一緒で、好きなときに好きな場所で学習ができるんだというふうな、そういうふうな体制は一緒で、過ごし方というものにスタイルの違うフリースクールがあっても、その対応だけでというふうな話からいくといいのではないかなというふ

うには思いました。

青山は自然の中で探求活動を通した学びということの経験が本人に戻っていくということを過ごし方としては目指しているという印象を受けていますけれども、例えばですが、Web学習の機能に何か強みを持つようなスタイルというのはありなのかどうなのかとか、プログラミングであったりとか、ウェブの個別実習ということであったりとか、でも、そんなことばかりはしてもらえないから、運動、体づくりというふうなこともそこで楽しみながらできるような機能があったりとか、先ほどから話に出ていたようなSSTなどということも、また普通とは違うかもしれないけれども、多少その中で経験できるなどというふうな多岐にわたる過ごし方ができる場所というふうな提案も、もしかしたらできるのかなとは思いますが、これはやはりその見通しの持った在り方ということの中でのそのスタイルをどうしていくのかというそのこの整理でないといけないんだろうなというふうに考えました。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。

ほか、ご意見等ございませんか。

柳澤委員。

柳 澤 委 員

西部地区にいわれる公設フリースクールがあったほうが良いと私も思います。それは、できるのであればということですが、

今おっしゃったように、その前提として、設置目的、理念、目的、様々なところはちょっとまだ詰め切れてなくて、やっぱり通常の校区の学校とは違うもう一つの学校の在り方というもののイメージが保護者にちゃんと伝わるように。

そのときに、畑中委員おっしゃったように、現時点では、そもそもの在籍校とはリンクづけてきているわけですね、この適応何とか学級というのは。ですので、子供たちの希望に応じて戻ることができる、その手伝いをする、支援をするというのと、むしろずっとこのまま行って、高校進学も果たして、自分の個性ある分野を探していきたい、そういう2つの機能を持ち合わせているので、なかなか難しいのかなという気はするんですが、ただ、現在、先読みをして、やっぱり、今つくっておいたほうが、それをどういうふうに持っていくかを含めて、現在の保護者や子どもたちのニーズに対応できていくのではないかという期待というかがあるんです。

ですので、可能であればつくったらいい。ただ、その前提として、もう来年4月にこの内容で、こういうふうに、学習については、本当は小学校6年なら7年かけてもやるんだとか、様々な教育課程で、これらはまた正規の特例となってしまうんですが、どういうふうに子どもたちを1年、2年、3年、4年、中学で1、2、3とやるときに育てていくのかという、学習内容、様々な多様な活動も含めて、やっぱりちょっと練らないといけ

ないような気がして、保護者の意識も任せようということになるわけですから、やっぱり個別の相談状況も踏まえてやるという、進むのはもう賛成なんですけれども、その辺で、ちょっと丁寧に進めていただいて、多様な選択肢に戻る。やっぱり友達がいるこちらへ、あるいはずっとこちらで将来を、その辺は大事なところなので期待をしたいと思います。

教 育 長 ありがとうございます。
 よろしいですか。
 川村委員

川 村 委 員 私も、もし、家に不登校の子がいたら、1歩でも外に出て社会とつながってほしいと思います。そのこの1つの選択肢にHOPがあって、そこで週に何回か通えるようになれば、親は次の展望を期待します。
 この次、この子が高校生になったら、社会に出たら。その問いかけに応えられるシステムは絶対必要だと思いますので、しっかり考えて、よい施設をつくっていただけたらと思います。

教 育 長 ありがとうございます。
 今日、すぐ結論を出すということではなくて、協議ですけれども、基本的にはなるべく早くそういう受皿というか、子どもたちが1歩でも多様な学びや、また生活ができるというものをつくっていきたいというふうに思います。
 これは継続して、来月もここで、今梅田委員おっしゃった方向性だとか、またどういものかという全体像をお示しして、またご協議をいただいて進めていきたいというふうに思いますので、今日の協議はこれまでにさせていただきます。大変ありがとうございました。これで、非公開を除く本日の全ての案件は終了しました。
 それでは、傍聴の皆さん、ご退席よろしく申し上げます。

次にその他報告事項（1）は関係部課長のみでの審議となります。
 案件に入る前に、次回、令和4年1月定例教育委員会の日程についてお知らせします。1月の定例教育委員会は1月18日火曜日午前10時から開催を予定していますのでよろしくお願いします。
 それでは、次の案件に入りますので関係部課長以外のご退席ください。

教 育 長	<p>それでは、これより非公開の案件に入ります。</p> <p>その他報告事項（２）「奈良市立小学校におけるいじめ事象について」いじめ防止生徒指導課長より説明願います。</p>
非公開案件	<p>この審議は、奈良市情報公開条例第２９条第２号の規定により非公開とする。</p>
いじめ防止生徒指導課長	<p>その他報告事項（２）「奈良市立小学校におけるいじめ事象について」いじめ防止生徒指導課長より概要説明。</p>
	<p><異議なし></p>
教 育 長	<p>本件については、原案通り了承された。</p> <p>これで本日の全ての案件は終了いたしました。そのほかにご意見、ご連絡等ございませんでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、これをもちまして本日の教育委員会は閉会といたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>